目次

―閣議決定等事項―

（内閣官房）
十二月十三日（木）
○一般案件
一、平成二十六年度予算編成の基本方針（決定）（内閣官房・内閣府本府）
一、平成二十五年度一般会計補正予算（第一号）等について（決定）（財務省）
十二月十三日（金）
○一般案件
一、トルコ共和国首相レジェップ・タイップ・エルドアン閣下及び同令夫人の公式実務訪問賓客待遇について（了解）（外務省）
○国会提出案件（抜粋）
一、破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告について（決定）（金融庁・財務省）
一、日本銀行の「通貨及び金融の調節に関する報告書」について（決定）（財務省）

公告

諸事項

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成25年12月６日から１か月の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 25 年 12 月 17 日

前橋地方法務局長　塩澤　　隆

記

氏名　石原　　豊

所属する土地家屋調査士会　群馬土地家屋調査士会

登録番号　群馬第900号

事務所の所在地　群馬県伊勢崎市茂呂町二丁目2882番地１

違反行為　筆界確認義務違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 17 日

四国地方整備局長　三浦　真紀

１　処分をした年月日　平成25年11月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エイシン　福岡　千乗　香川県三豊市三野町下高瀬1015―１　国土交通大臣許可（般―25）第20043号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、電気工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年11月８日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 17 日

四国地方整備局長　三浦　真紀

１　処分をした年月日　平成25年11月26日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社コスモ・ニューコーポレーション　佐藤　保彦　徳島県徳島市安宅１―７―２―３　国土交通大臣許可（特―25）第22469号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年11月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 17 日

中部地方整備局長　梅山　和成

１　処分をした年月日　平成25年11月21日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　杉浦　良和　一級建築士　第184739号

３　処分の内容　戒告

４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、杉浦建築設計事務所（愛知県知事登録（い―22）第5431号）に属した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 12 月 17 日

中部地方整備局長　梅山　和成

１　処分をした年月日　平成25年11月21日

２　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　坂口　敏男　一級建築士　第117448号

３　処分の内容　戒告

４　処分の原因となった事実　建築士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年７月11日国土交通省令第61号）の施行の日（平成20年11月28日）において一級建築士試験に合格しており、同日から平成24年３月31日までの期間において建築士事務所に所属していた一級建築士であって、同期間に建築士法第22条の２第１号の規定による一級建築士定期講習を受けていないことから、同省令附則第２条第１項の規定により、平成24年３月31日までに同講習を受けなければならないにもかかわらず、同日までに同講習を受けず、トレジャーホーム株式会社（三重県知事登録第１―2170号）に属した。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第７００号

浜松市北区細江町気賀111番地の８

申立人　松本　絵里

本籍浜松市北区細江町気賀111番地８、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所浜松市北区、死亡年月日平成25年３月11日、出生の場所静岡県引佐郡気賀町、出生年月日昭和23年９月23日、職業管工事業

被相続人　亡　松本　　伸

浜松市北区三ヶ日町都筑3176番地の６、事務所浜松市北区三ヶ日町三ヶ日669番地の17

相続財産管理人　小松原　正

静岡家庭裁判所浜松支部

平成２５年（家）第２７３６号

京都府宇治市小倉町南堀池94番地の43

申立人　小門　　寛

本籍京都市上京区小川通上長者町下る有春町178番地、最後の住所京都市南区西九条池ノ内町３番地、死亡の場所京都市南区、死亡年月日昭和53年７月15日、出生の場所不詳、出生年月日明治20年10月14日、職業無職

被相続人　亡　小門　　定

事務所大阪府寝屋川市木田町32番７号

相続財産管理人　司法書士　田中　康弘

京都家庭裁判所

平成２５年（家）第７０９５１号

大阪市此花区春日出南２丁目２番18号

申立人　阪神住建グランドヴィラ西九条管理組合

本籍山口県宇部市野原１丁目2916番地１、最後の住所大阪府大阪市此花区春日出南２丁目２番18―203号、死亡の場所大阪府大阪市北区、死亡年月日平成23年１月29日、出生の場所山口県宇部市、出生年月日昭和18年７月９日、職業会社員

被相続人　亡　村田　靖枝

事務所大阪市北区西天満４―４―18　梅ヶ枝中央ビル７階

相続財産管理人　弁護士　木村　真也

大阪家庭裁判所

平成２５年（家）第１２１０号

大阪府堺市北区北花田町２丁28番地　昭栄ビル１Ｆ

申立人　有限会社エイショウハウス

本籍岡山県倉敷市玉島黒崎1383番地、最後の住所大阪府松原市北新町４丁目２番38号、死亡の場所大阪府堺市西区、死亡年月日平成21年７月20日、出生の場所兵庫県明石市、出生年月日昭和19年12月19日、職業不詳

被相続人　亡　安部　嘉高

大阪府堺市中瓦町１丁４番27号　小西ビル６階

相続財産管理人　弁護士　大江　千佳

大阪家庭裁判所堺支部